

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の部中

照会センター所長  
を  
照会センター所長  
次席（人事委員会の定めるもの  
に限る。）

に、

警察署（広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、海田、廿日市、広、東広島、福山西、福山北、尾道、三原）	署	長	二	種
	署	長	三	種

を

警察署（広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、海田、廿日市、広、東広島、福山西、福山北、尾道、三原）	署	長	二	種
	次	長	四	種

に改め

る。

別表第二イ行政職給料表の表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当の額
七級	一	十三万円
六級	二	十万五千元
五級	三	八万円（地方機関の次長等の職を占める職員にあつては七万五千元）
	四	七万五千元（人事委員会が別に定める職を占める職員に限る。）
四級	四	五万円（地方機関の次長等の職を占める職員にあつては四万円）
	五	四万円
三級	六	三万五千元

別表第二ロ公安職給料表の表中

七	級	三	種	七万円
---	---	---	---	-----

を

七	級	三	種	七万円
		四	種	五万五千円

に改める。

別表第二ホ研究職給料表の表を次のように改める。

四	級	四	種	五万五千円	職務の級	区分		管理職手当の額
						三	種	
五	級	三	種	八万円				
四	級	四	種	五万五千円				

附 則

(施行期日)

- 1 この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。  
(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)
- 2 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
第二十六条の二の二中「占める職員」の下に「(四種の職を占める職員については、行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)」を加える。